

決議（案）

私たちの墓地を守る会は、本日、第１３回総会において次の通り決議する。

記

財団法人日本墓園が平成１１年３月２６日厚生省から財団法人の認可取り消しをされてから、今年で１３年目となる。

この間、財団法人日本墓園は清算法人となったが、（清）日本墓園横浜霊園及び三浦海岸墓地の建墓者らは、配偶者や家族、祖先の墳墓を守り、そこに眠る御霊の安やかなることを願い、「私たちの墓地を守る会」を結成して墓園の再生を目指して清算人に対する墓園の再生を強く求めてきた。

当初においては厚生省への要請を行い、更に横浜市、神奈川県など地方自治体への要請をねばり強く行い、その結果横浜市の主催で日本墓園再生協議会が発足した。

私たちは、日本墓園再生協議会における横浜市、神奈川県、清算人との協議のなかで、墓園の再生を目指して議論を深め、（清）日本墓園が負担する債務の縮小交渉を清算人に求めると共に、日本墓園による違法な墓地造成に対する是正工事費を平成２０年３月の清算計画案から、平成２２年２月にわたって大幅に減額をさせることができた。

ところが、清算人は、上記是正計画を清算人の下で行う計画を提案してきた。

しかしながら、清算人の任務は、第１に現務の結了、第２に債権の取り立て及び債務の弁済、第３に残余財産の引き渡しであり（一般社団法人及び一般財団法人法２１２条）、既に清算結了が実現できる状況に至っているのもであって、墓園の新たな事業展開に至るような是正工事は受皿法人に墓園を引き継いだ後に行うべきことである。

よって、清算人は横浜信用金庫との債務の弁済交渉を真剣且つ迅速に行い、石材店渚石材の墓園に対する３億円の債務不存在を明確にして速やかに清算結了をし、墓園を新たな受皿法人へ引き渡して再生を図るよう最善の努力をすべきである。

以上の通り決議する。

平成２４年５月１２日

私たちの墓地を守る会第１３回総会